

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
東洋シャッター株式会社	大阪府大阪市中央区南船場2-3-2

2 指名停止措置期間

令和8年5月15日から令和8年6月25日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

東洋シャッター株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年4月1日付建設省営管第124号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 指定区域*内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内